

【資料】

令和5年2月22日

2月16日臨時幹事会における内閣府からの「検討状況」説明についての懸念事項

1. 総じて、今回の説明は、昨年12月21日の総会が声明で示した懸念事項について、その懸念のほとんどを解消するどころか、むしろより深めるものであった。
 2. 総会声明では政府方針の「見直し」を強い決意をこめて求めたが、会員選考における第三者委員会の設置をはじめ、実質的な「見直し」はなされていなかった。
 3. また、法改正に向けた検討事項として説明された中にはすでに円滑に実施されていてわざわざ法定するには及ばないもの、法定することでむしろ意義ある活動を制約する可能性のあるものも含まれている。なぜそれらが必要なのか、今回の説明においても立法事実は示されないままに終始した。
4. 「(1) 中期的な事業運営計画（6年）の作成」について
- ・ 独立行政法人通則法は「独立行政法人」の定義として「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」行うものとしているが（第二条）、内閣府の説明で示された「事業」の用語からは、内閣府が日本学術会議を独立行政法人などと同じ「事業体」として扱っていることが窺われる。
 - ・ 日本学術会議は、政府の諮問事項を含め、科学における重要事項を審議し、諸科学の連携強化を行うことを旨とする組織である。科学の進歩や社会の変化などに応じて必要となる審議や活動も変わり、6年間の「事業」運営計画を定めることには適さない。
 - ・ 日本学術会議法制定時に示された「審議機関」としての理解に立ち返り、あくまで便宜的に行政機構内に置かれていることを踏まえるべきである。法に「事業」という概念を盛り込むことは、日本学術会議の性格を一変させるといわなければならない。
5. 「(4) 会員等に求められる資質等の明確化」について
- ・ 「会員等に求められる資質」をめぐって、現行の日本学術会議法に定められたもっとも基本的な条件としての「優れた研究又は業績を有する科学者」を超えたところについては、現在進行している次期会員の選考方針においてもすでに明示している。また、考慮されるべき要件は、その折々の日本学術会議が社会において果たすべき役割と活動に応じて可変的でありうることから、法定することになじまない。
 - ・ 会員等に求められる資質として、敢えて行政・産業界との連携や研究成果の活用を例示することは、一定の学術領域、例えば、基礎研究の分野にはなじまない。これらを明記することは、会員の選考、ひいては日本学術会議の性格にも関わる。

6. 「(5) 選考・推薦及び内閣総理大臣による任命」について

- ・ そもそも、日本学術会議法第三条に「独立して職務を行う」とされているにも関わらず、職務を担う会員の選考を「掣肘」する、すなわち自由な活動を制約する権限を有した選考諮問委員会を設けることは、法の定める「独立して職務を行う」ことを妨げ、日本学術会議の独立性を損なうものとなることに強い懸念がある。今回の説明においてこの懸念は解消されていない。
- ・ すでに外部団体から会員となるべき候補者の情報提供を求めているにも関わらず、それに代えてなぜ推薦としなければならないのか、説得的な説明はなかった。
- ・ 外部団体からの情報提供を得て行っている次期選考結果を、法定された推薦と同じものとみなすかのような説明が行われたが、そのことは逆に外部団体からの推薦を法定化する必要がないことを示している。
- ・ 会員の推薦を求める対象に、民間「事業者」の団体のみを例示的に明記することは、最も公正・中立性が求められる日本学術会議の会員の選考方法としてふさわしくないと考えられる。現在進行中の次期会員の選考においては、すでに、事業者団体のみならず専門職団体、消費者団体、労働組合などより広く社会のステークホルダーに情報提供を求めている。
- ・ 選考諮問委員会の構成・権限、さらに同委員会の構成に当たって想定されている「一定の手續」について、12月の総会声明でもこの点への懸念を指摘してきたが、具体的な説明はなかった。今回の内閣府からの説明をもって「丁寧な説明」とみなすことはできない。
- ・ 「選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない」とされているが、日本学術会議と選考諮問委員会の見解が一致しなかった場合にどうなるのかについて、委員会の意見は可能な限り尊重するが、学術会議の判断で会員候補者を決めればよいとの説明があった。議論を尽くしたが意見が一致しないまま、本会議が内閣総理大臣に会員候補を推薦した場合にどうなるのか。不一致を理由に任命拒否することを正統化するものとならないか懸念される。

7. 「(6) 改革のフォローアップ」について

- ・ 国への存置を決めたと説明されてきたが、むしろ3年後ないし6年後の法人化が、強く想定されていることが窺われる。

8. 「(7) 任期の調整等」について

- ・ 改正法で現在の会員の任期調整を行うとされているが、現在の会員・連携会員は令和5年9月30日または令和8年9月30日までを任期として任命され、また就任に同意してきた。個人の身分に関わることであり、任期の延長を行うのであれば各人に対してそ

れを受諾する意思があるのかを個別に確認しなければならない。当然、会員・連携会員には受諾せず辞任する権利がある。合理的な説明も十分な協議もないまま、一方的な任期調整を行うことは、日本学術会議が独立して職務を行うことを大きく妨げるものである。

9. 私たちはこの問題について、真摯な対話を通じて解決したいと考えている。しかし、今回の「説明」でも、法改正案の詳細のすべては説明されておらず、日本学術会議が示した懸念事項を考慮した実質的な「見直し」も行われていない。あたかも「丁寧な説明」をしたかのような既成事実を積み重ねるためだけに幹事会等での「説明」を行うというのであれば、いたずらに回を重ねることに意味があるとは思われない。「丁寧な説明」「意見交換」と言うのであれば、国会への法案提出期限がすでに目前に迫っていることから、いったん今国会への法案提出は断念した上で、より丁寧な検討を進めるとともに、アカデミアなど多様な関係者も交えた協議の場を設けて、広く日本の学術体制のあり方も含めてこの問題の議論を行うべきである。
10. 学術とは、表面的事象に惑わされることなく真理を追求する営みであり、すべての科学者はそのような教えのもとで研究や教育に携わってきた。今回の内閣府の方針と説明は、真理や理念を追求する学術の本旨を踏まえぬ近視眼的なもので、むしろ、日本学術会議と日本の学術の未来を見通せぬものにしてしまっているとの感想も抱かざるをえない。このような「改革」が強行されたもとの、はたして世界の学術を牽引しうる新たな発見や、解決すべき課題に向けたイノベーションを達成できるのだろうか。もとより透明性や信頼性は重要だが、日本の学術はいかにあるべきか、どのような状況のもとでこそ自由な発想によるイノベーションをもたらしうるのか、そのような大局観に立った賢慮が求められている。現在のようなかたちで法改正が強行されるならば、それは日本の学術の「終わりの始まり」となりかねないことを強く憂慮する。

岸田文雄首相に対し日本学術会議の独立性および自主性の 尊重と擁護を求める声明

2023年2月14日

吉川弘之（日本学術会議第17-18期会長）

黒川 清（同第19-20期会長）

広渡清吾（同第21期会長）

大西 隆（同第22-23期会長）

山極壽一（同第24期会長）

私たち5名は、日本学術会議会長の職を務めた者として、現状における日本学術会議と政府の正常ならざる関係を深く憂慮し、日本学術会議が日本学術会議法に定められ、かつ、先進諸国など国際的な標準となっているナショナルアカデミーとしての独立性、自主性およびその裏付けとなる自律的な会員選考を堅持し、人類の福祉と日本社会の発展のために、科学的助言を通じてその使命をよりよく果たすことができるように、以下のように岸田文雄首相に対する要望を表明するものである。

1. 日本学術会議は、1948年日本学術会議法によって設立され、学術が戦前の轍を踏まらず学問の自由と科学の独立を基礎に政府と社会に科学的助言を行う機関として位置づけられた。以来70余年、国民の負託に応える活動を進め、国際的に重要な科学者組織としてその地位を確立している。
2. 政府自民党においては、2020年10月の任命拒否問題に端を発し、日本学術会議改革問題を検討することとなり、今般、所管の内閣府による「日本学術会議の在り方についての方針」および「日本学術会議の在り方（具体化検討案）」が作成され、日本学術会議に向けて説明が行われた。これに対して、日本学術会議は、2022年12月8日および21日に第186回会員総会を開催し、審議検討のうえ、「方針」および「具体化検討案」に日本学術会議の根幹にかかわる強い懸念があるとして声明（「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』（令和4年12月6日）について再考を求めます」令和4年（2022年）12月21日）を採択し、政府にその再考を求めた。私たちは、これを理解することができる。

これらの懸念は、もとより日本学術会議現会員の手によって正しく解決されるべきであり、政府が真摯に対応しその懸念の払拭に努めるべきことを私たちは強く期待するが、内閣府の「方針」と「具体化検討案」（以下、内閣府案）は、科学者代表機関の独立性と自主性について歴史的かつ国際的に形成され、私たちが共有してき

た基本的考え方とあまりにも隔たっており、重ねてここで指摘することが責務であると考えらる。

内閣府案は、政府と科学者が国の科学技術政策とその課題履行のために「問題意識や時間軸を共有」して協働することを求めているが、それはいわば、Scientist in Government の仕事である。しかし、科学者コミュニティの代表機関が課題とする政府への科学的助言は、そのような協働とは異なり、ときどきの政府の利害から学術的に独立に自主的に行われるべきものである。その独立性を保障することこそ科学の人類社会に対する意義を十全ならしめる必要条件であり、一国の政府が恣意的に変更してよいものではない。

また、そのような独立性は会員選考の自律性を不可欠とするが、内閣府案が企図する「第三者から構成される委員会」の介入システムは、これとまったく両立しない。2004 年法改正によって自律性保障のために採用されたコ・オプテーション制（広く推薦された多数の科学者の中から日本学術会議が会員候補者を審査のうえ決定する）は、先進諸国のナショナルアカデミーに普遍的な選考方法として、国際的に相互の信認の根拠となっているものであるが、内閣府案はこれを毀損するものでしかない。

3. 私たちは、以上のべてきた理由に基づいて、岸田文雄首相に対して、日本学術会議の独立性および自主性の尊重と擁護を求め、政府自民党が今進めようとしている、日本学術会議法改正をともなう日本学術会議改革につき根本的に再考することを願うものである。また、政府と日本学術会議の間には、2020 年 10 月の菅義偉前首相による第 25-26 期日本学術会議会員候補者 6 名の任命拒否が信頼関係を損ねる問題として存続している。これもまた私たちにとって憂慮すべき対象であり、日本学術会議の自主性に本質的に関わる問題として適切に解決されなければならない。

最後に、私たちは、政権と科学者コミュニティとの、政府と日本学術会議とのあるべき関係について、本来ならば、一部の科学者や政党プロジェクトチームのような狭い範囲でなく、より長期的視野の公平な検討の仕組みの下での議論が行われ、科学者をふくめた社会のなかの議論、そして与野党を超えた国会での議論が必要であることを表明する。

今回の声明に際しての所信

2023年2月14日

吉川弘之（日本学術会議第17-18期会長）

黒川 清（同第19-20期会長）

広渡清吾（同第21期会長）

大西 隆（同第22-23期会長）

山極壽一（同第24期会長）

日本学術会議は、1948年日本学術会議法によって設立され、学術が戦前の轍を踏まず学問の自由と科学の独立を基礎に政府と社会に科学的助言を行う機関として位置づけられた。以来70余年、国民の負託に応える活動を進め、国際的に重要な科学者組織としてその地位を確立している。

今、政府は、直近2004年の法改正とそれに基づく改革の成果の確認、また、持続して自主改革に努める日本学術会議との協議や国民との対話もないまま、必要な検証もせず、日本学術会議改革を一方向的に強行しようとしている。私たちは、それが日本学術会議の創設以来の国民に対する使命を否定し、とりわけまた、日本学術会議が確立した国際的評価の毀損となることを強く懸念する。

世界の科学者は、1999年7月の「ブダペスト宣言」（科学と科学的知識の利用に関する世界宣言-21世紀のための科学：新たなコミットメント）*が示したように、人類の一員として人類社会に責任をもつ科学のあり方と活動を約束し、その責任を共有する集団として自らを科学者コミュニティと規定している。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、国内外において科学的助言活動を進め、国際的アカデミーにおける重要な存在であり、地球環境問題を中心に、その直面する課題は、ますます大きくなっている。こうした日本学術会議のあり方は、推進されこそすれ、貶価されてはならない。

日本学術会議は、一朝一夕に出来上がったものでなく、日本の科学者の努力と献身、そして国際的な連携・協力によって構築され、増大する課題につねに挑戦することによりその存在意義が確かめられ、強められてきたものである。岸田首相が政府の責任者として、そのことに思いをいたして私たちの懸念をうけとめ、日本の科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の独立性と自主性を尊重し、擁護することを心から願っている。

*同宣言は、ユネスコと国際科学会議によって1999年7月にブダペストで開催された「世界科学者会議」の審議の成果としてとりまとめられた。日本からは日本学術会議会長（吉川弘之）、文部事務次官を中心に20名以上が出席した。

記者会見に際して

吉川弘之

2023年2月14日

声明で述べたように、現在の日本学術会議の置かれた状況は、きわめて我が国の科学の健全な発展を壊す可能性のある状況であり、おおくの科学者がこの状況に危機感を抱いている。危機感は、日本学術会議の改革案として提示した内閣府の案が原因である。しかもその案に対する十分な対話が準備されておらず、政府が法案を通す予定のみ知らされるというような状況があり、これは内容に対する疑問とともに、現実的变化が、科学だけでなく、その応用を必要とする多くのセクターに困難をもたらし、我が国の将来にとって極めて大きな社会的障害をもたらす要因となる恐れがある。

すでに明治期に、日本学術会議の前身が発足して、国際的なアカデミーとして認知され、そのうえで世界の科学の発展に協力し寄与してきた日本として、そのような事態は絶対に避けなければならないと考える。

日本学術会議の歴史としてこのことも考えておくべきであろう。わが国が経済高度成長を遂げ、国の復興を誇りと感じていたころ、貿易摩擦が起こり、その原因が日本は科学の基礎研究ただ乗りだと批判されたのを受け、日本人の経済発展のもととなった努力がそのような批判を受けることは許せないとして、日本学術会議の会員の多くが参加する委員会などでの議論を重ねて、政府は科学技術基本法を制定し、基礎研究を含む科学の振興を決定し、さらに基本計画により研究予算を確保し、科学的知識を基礎とする産業の進展を中心とする科学技術立国を宣言したのだった。そして政府は総理大臣のもとに総合科学技術会議を設置し、政府の科学技術政策立案の主役として指定した。科学技術大臣のもとに、科学者、産業人、その他、有識者などを議員とし、日本学術会議の会長が官職指定で参加することになった。その結果、日本学術会議と総合科学技術会議は車の両輪と呼ばれることになった。両者の役割は全く違うものであると科学者は理解していたのである。総合科学技術会議の科学者を含み、政府の中の科学者として、これは政府と問題意識を共有するものであり、また時間軸も共有し政策遂行に有用な研究を指定する。そこには科学者の職員もいる。さらに社会的な課題別審議会、有識者会議などに参加する科学者は、社会の向上を目的とする政策を議論する、Scientist in governmentである。

その中で、日本学術会議は、科学とは何かの議論を通じて、科学研究者は特定の集団や国家のために役立つ知識を作り出すことを目的とするのではなく、人類のだれにとっても有用な、そして誰にも使用することのできる知識である科学的知識を作るという役割を持っていることを認識した。これは自らの知的好奇心、それは自然、社会、人間について、理解できな

い不思議に関する好奇心であり、それに基づき研究課題を決め、観察を行い研究方法を論理的に想定し、論理的に分析し、仮説を立て、それをもとに法則を導き出す。その正当性を実験などで確認し、学会に発表する。この発表が世界的に認められて初めて科学的知識となる。この過程に秘密はなく、発表した結果は人類の貴重な共有財産となる。これは世界で歴史的に科学的知識を作る方法として定着しており、知識は世界の人類のものであり、だれが使ってもよいのが原則である。もちろん現在は研究の出資者による知財権という考えがあるが、それは一時的なものである。

科学者は、利益を求める機関でなく、教育、研究を含む公的機関で研究する 경우가多いが、それは社会の人々の負担で生活も研究費も賄われているということであり、社会が人類のために研究している人として認めているということになる。これは科学者が作る科学コミュニティと社会の一般人々との間で、暗黙の社会的契約があるということだという見方が提起され、広く認められるようになった。

このような科学者には特別の役割があることになる。それはまず人類のために共通の科学的知識を生み出すことであり、第2に科学的知識を作り出した経験を通して、科学的知識をよく知っているものとして、社会がそれを正しく使うことを助言する責任である。さらにその使用は、どのような副作用を持つかについても助言が必要である。科学の力は幅広いものであって、その使用は科学者の助言を必要とする。

現代は急速に科学的知識が生み出されそれが社会に使用される状況にある。それは国家にとって、従来科学を必要とした産業競争力、安全保障だけでなく、現在はすべての社会的行為に必要であり、その使用者の責任は大きい。

いま使用を誤れば、危険な状況を招くことが、現代の最重要課題である。原子物理学研究で、エネルギー開発を目的として開発された原子力は兵器に使われた結果は取り返しのつかない結果を生み、関係した科学者がパグウォッシュ会議で検討を続けているが科学者の助言と責任の問題は解決されていない。また、近年の産業の拡大において、国のエネルギーの消費が産業の水準を表すとして科学の使用における技術開発とその普及においてエネルギー消費の大きいことを喜ぶ時代があったが、その結果は地球温暖化という予期しない結果を引き起こし、それは現在の人類にとっての共通の難問となり、その抑止に大きな政策的な努力が必要となっている。

科学的知識は貴重なもので、これからの人類にとってますます必要なものである。しかし、その使用については、豊かさや健康の増進、安全な社会の実現などを目的として産業振興を図る新興のバイオ技術、科学的知識の応用に関して、また最近の情報に関する科学的知識の

応用にみられるような社会機能の効率化などの主要な政策は、いずれも未知の社会状況を引き起こすもので、その副作用についての配慮が必要である。これらに対し、科学的知識を生み出すは学者の助言は、不可欠である。

このことは、考え方を言っているのではない。長い歴史を持つアカデミーの一員である日本学術会議はこのような使命を果たしてきたのである。

それは国家の進展に寄与するものであったし、そのことの経験を通じて、私たちは、さらに科学者の責任を深く認識するに至っている。

日本学術会議に係る声明について

2023年2月14日

山極壽一

私は日本学術会議の会員の総理による任命の是非について問うつもりはありません。2020年の会員任命に際し、菅総理が理由を言わずに6人の任命を拒否したことが重大な問題だと申し上げているのです。国の最高権力者が理由なく任命を拒否すれば、その慣例が他の人事に波及していきます。事実、政府の重要な役人人事を官邸が握っている現在、多くの省庁が自由な発想による長期的視野に立った企画ができなくなり、総理を始めとする官邸への付度が増えていると感じます。

このような「理由を付けずに任命を拒否する仕組み」が常識になれば、さまざまな組織にその影響が及びます。2020年3月に文部科学省、内閣府、国立大学協会の3者によって策定、2022年4月に改訂された国立大学ガバナンスコードには、「学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、(中略)意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。」と記されています。任命権者は文部科学大臣なので、政府が学長の選考に意見を述べるのが可能であるし、日本学術会議の会員任命拒否の事例を踏襲すれば、学長の任命を拒否することも起こり得ます。この度策定された国際卓越研究大学制度では、過半数の学外出身者から成る「合議体」の新設が義務付けられています。「合議体」は大学の最高意思を決定し、卓越大学の認定と合わせて、内閣府の意見を踏まえて総理大臣が認定することになります。自由な発想と好奇心を重視し、イノベーションの源泉となる国立大学も、これからますます人事や組織の運営を政府の方針に従わされることになります。

権力が理由を述べずに命令を下すことがまかり通る社会が、民主主義から遠ざかっていくのは必定です。このことを等閑にして日本学術会議の組織や会員選考について改革を要求する内閣府の案は明らかに間違いです。まず、「なぜ6人の任命を拒否したのか」という理由を明快に述べ、その理由に基づいて日本学術会議の在り方について国民に広く意見を問うべきだと思います。内閣府案と日本学術会議の意見の食い違いについての意見は今回の声明に述べられているので繰り返すことは致しません。私の大きな懸念は、内閣府が日本学術会議を所轄の組織として、すべて政府の思い通りになる、政府の方針に従うような組織と見なそうとしていることです。そのような考えでは未来に対する豊かな発想は生まれません。資源に乏しく武力も脆弱な日本にとって、頼るべき大きな力は学術です。学術を国の核、外交戦略として推進していくことこそ、日本が世界の先端に立てる唯一の手段でありましょう。そのためにも、日本学術会議の存在意義を認めていただき、これまでに蓄積した知の山脈を崩すことなく支えていただくよう、切にお願いする次第です。

声明「日本学術会議法改正につき熟慮を求めます」

学術は人類が手にしている崇高な知的営みであり、その発展は人類の進歩と福利を実現するための不可欠の条件です。各国にはナショナルアカデミーが存在し、それぞれの国の学術を代表するとともに、世界の学術界と連携することにより、人類の福利に貢献する国際的公共財を構成しています。成熟した先進国の政府は、ナショナルアカデミーの活動の自律を尊重し、介入しないことを不文律にしてきました。

一方、日本におけるナショナルアカデミーである日本学術会議については、2020年に内閣総理大臣による会員任命拒否が起こり、政府と学術界の信頼関係が大きく損なわれたままになっていることは、大変憂慮されます。さらに現在、政府において日本学術会議法の改正が検討されていると伝えられています。今回の法改正が、学術会議の独立性を毀損するおそれのあるものとなっていることに対し、私たちは大きな危惧を抱いております。これは単に内閣府と日本学術会議との二者の問題ではなく、学術の独立性といった根源的かつ重要な問題につながるものです。

私たちは、日本が、学術を通じて人類に貢献し世界に知的な存在感を示す国であることを願っています。ナショナルアカデミーとしての日本学術会議がその任にふさわしいものとなるように、政府は性急な法改正を再考し、日本学術会議との議論の場を重ねることを強く希望します。

令和 5 年 2 月 19 日

天野 浩（2014年ノーベル物理学賞受賞者）

大隅 良典（2016年ノーベル生理学・医学賞受賞者）

小林 誠（2008年ノーベル物理学賞受賞者）

白川 英樹（2000年ノーベル化学賞受賞者）

鈴木 章（2010年ノーベル化学賞受賞者）

野依 良治（2001年ノーベル化学賞受賞者）

本庶 佑（2018年ノーベル生理学・医学賞受賞者）

森 重文（1990年フィールズ賞受賞者）

各国アカデミーについて

内閣府総合政策推進室
2023年2月

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
名称	日本学術会議	全米科学アカデミー [National Academy of Sciences (NAS)]	英国王立協会 [Royal Society]	ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ [Nationale Akademie der Wissenschaften Leopoldina]	フランス科学アカデミー [Académie des sciences]
設立年	1949年 (日本学術会議法)	1863年 (An Act to Incorporate the National Academy of Sciences)	1660年 (1662年国王の勅許 (Royal Charter))	1652年 (2008年連邦政府・州政府の合同科学会議決議によりナショナル科学アカデミーに認定)	1666年 (1699年、ルイ14世の庇護によりロイヤル科学アカデミーとして認知)
組織形態	政府機関	非営利・非政府組織	公益団体 (自治機関として登録されている慈善団体)	非営利組織	特殊公的法人 (5アカデミーからなるフランス学士院の一機関) 会則は大統領令 (décrets) により承認 (approbation)
カバーする学問分野	会員は、第1部 (人文科学)、第2部 (生命科学)、第3部 (理学及び工学) のいずれかに所属	会員は、「物理学・数学」、「生物学」、「工学・応用科学」、「生物医学」、「行動・社会科学」、「応用生物学・農学・環境学」のいずれかの部門に所属 ※「行動・社会科学」部門は人文・社会科学として人類学、心理学・認知科学、社会・政治科学、経済学などを含む ※人文社会科学は主に社会科学研究会が担う	会員は、「コンピュータサイエンス」、「数学」、「天文学と物理学」、「化学」、「工学」、「地球と環境科学」、「生化学・分子細胞生物学」、「微生物学、免疫学及び発生生物学」、「解剖学、生理学及び神経科学」、「有機生物学、進化・生態学」、「健康と人間の科学」のいずれかの分野に所属。重複あり ※人文社会科学は主にブリティッシュ・アカデミーが担う	会員は、「数学・自然科学・工学」、「ライフサイエンス」、「医学」、「人文科学・社会及び行動科学」のいずれかの部門に所属	会員は、数理科学部門 (「数学」、「物理学」、「機械・情報科学」、「宇宙の科学」セクション)、自然科学部門 (「化学」、「分子・細胞・ゲノム生物学」、「統合生物学」、「人間生物学・医学」セクション) のいずれかのセクションに所属。科学の応用のインターセクションもあり ※人文社会科学はフランス学士院を構成する倫理・政治学アカデミー等が担う
会員は終身／任期	任期あり (6年) 定年70歳、再任不可 3年毎に半数改選 (総数は210名)	終身 ※新たに選出される会員数は、2019年は100名以内、2020年以降は毎年120名以内との規定がある ※年会費は300\$又は一括払い5000\$	終身 ※毎年最大52名の会員を選出することができる ※年会費は280£ (~65歳)、124£ (66~84歳)、なし (85歳以上)	終身 (ただし、会員は75歳に達すると当該会員の地位が空席となり、他の者に割り当てることができるが、当該会員の権利に変更はない旨の規定あり)	終身 (ただし、毎年1月1日現在の75歳未満の会員の人数が基準定数を構成する。この定数は250人を上限とする旨の規定あり) ※選考は通常2~3年毎に行う ※報酬 年間5152€ (2019年)
会員の任命権者	内閣総理大臣 (会員が選考し、日本学術会議が候補者を推薦)	会員による投票により選出	会員による投票により選出	会員による投票*により選出 ※拡大幹事会 (第三読会) における投票	会員による投票による選出者を大統領が承認 (approbation)
会員選出後の手続		選出された候補者が会員資格を受諾次第、役員が署名したディプロマ (会員認定証) が発行される	選出された候補者は王立協会の定める責務に従うことを宣誓する署名をし、それを受けて会長が入会を承認	会長が選出された候補者に書面で通知し、候補者が書面で同意することで会員選出プロセスは完了	
会員数	会員	210名 (定員)	2461名 (2022年4月時点)	1531名 (2022年4月時点)	1649名 (2022年6月時点)
	外国人会員	— ※会員は特別職の国家公務員。優れた研究・業績を有する外国人の協力を得るため、会長が外国人アドバイ	511名 (2022年4月時点)	188名 (2022年4月時点)	会員と外国人会員の区別はない (外国人は会員全体の約3割)
					276名 (2022年4月時点) 112名 (associés étrangers) (2022年4月時点)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
	ザーを委嘱しているほか、外国人研究者が小委員会の審議に参画				
名誉会員	11名（栄誉会員）	76名（2022年4月時点）	11名（2022年4月時点）	1名（会員の中から選ばれる）（2023年1月時点）	—
その他	約1900名（連携会員） 任命時点で70歳以上であれば当該任 期限り。2回まで再任可	—	5名（Royal Fellow 4名、その他1名） （2022年4月時点）	—	64名（通信会員、Membres correspondants）（2022年4月時点）
複数段階の投票、優先 順位付けの実施等	<p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長、各部役員等で構成する選考委員会で候補者を選考し、幹事会に提出。総会の承認を経て会員候補者として確定し、内閣総理大臣に推薦 ・選考委員会における候補者選考に当たっては、選考委員会の下に各部に対応する3つの分科会を設け、各部ごとに候補者を絞り込み <p>*分野別委員会 30 会員数 3～18人（平均7人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野横断的学問領域等からの会員候補者の選考のため、選考委員会が直接選考を行う「選考委員会枠」を設定 	<p>（参考）</p> <p>会長等の役員や評議会の構成員の選考に関し、現職の役員や評議会構成員以外の会員で構成される指名委員会が会長候補者の検討・推薦、会長以外の役員や評議会構成員の候補者リストの取りまとめ（候補者リストに記載する者は会員から推薦された者に限る必要はない旨の規定がある）等を行っている</p>	<p>（参考）</p> <p>会員の推薦する候補者について、関係する部門別委員会において検討・投票を行い候補者リストを作成した上で、理事会が最終候補者リストを投票により作成。その後、会員の投票により選出</p>	<p>（参考）</p> <p>会員の推薦する候補者について、各セクションでの投票（第一読会）、各部門での投票（第二読会）を経て優先順位が決定され、拡大幹事会（第三読会）で投票・選出</p>	<p>（参考）</p> <p>会員の推薦する候補者について、各セクションにつき置かれる順位委員会において、第1位及び第2位の候補が決定。その後、秘密会（非公開の総会）での投票により選出</p>
会員の選考における 会員以外の者からの 意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・選考の基本的な考え方等を定める選考方針の策定に当たり、案を示して、協力学術研究団体、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等から意見を聴取 ・会員の選考に当たって、上記団体に候補者の情報提供を依頼 	規定なし	会員の選考に当たって、会長が各大学の Vice Chancellor や Research Council の議長及び最高責任者に対して候補者の推薦を奨励することができる	第一読会及び第三読会における候補者の検討に際し、幹事会メンバー又は幹事会は必要に応じて会員以外の専門家の助言を求めることができる旨の規定がある	規定なし
科学的助言を行う根拠	日本学術会議法第4条（政府からの諮問）、第5条（学術会議による勧告）、日本学術会議会則第2条（意思の表出）	An Act to Incorporate the National Academy of Sciences (1863年制定) 第3条（NASは政府のいかなる部局の要請に対していつでも、科学的又は学術的課題に関する調査、検討、実験、報告を行わねばならない）	規定なし	2008年連邦政府・州政府の合同科学会議決議（本決議により、政策提言の分野でナショナル・アカデミーの任務を担うこととされた）に基づき、定款第2条に科学的助言の任務を規定	会則（大統領令（décrets）により承認）第3条（科学アカデミーは、国内又は国際的な問題についての勧告（recommendations）、要望（voeux）又は提案（suggestions）を提出）
科学的助言等の件数 （実績）	111件（第24期：2017年10月～2020年9月）	・235件（2021年）（NASEMのConsensus Study Report、Proceedings等の件数）	Consultation response 16、Letter 7、Report 11、Statement 4他	34件（2021年） （National Recommendations 13、	13件（2021年）

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
	(回答 3、提言 85、報告 23)	※政府機関等からの依頼以外に民間からの依頼に応じた調査研究も実施 ※外部から委託を受けずに自発的に調査研究を実施するケースもある	(2021 年) ※政府からの依頼は全体のごくわずかであるが、科学的助言を行う際には、政府の各部門と定期的に対話を行っている	Discussions 3、Alliance Statements 11、International Academy Networks 6、International Publications 1) ※基本的に政府から依頼された業務を行うことはない	※ここ数年、政府からの依頼は殆どなく、大部分は自発的に選んだ課題についてなされたもの
アカデミーとしての機能	提言・助言 国際連携	提言・助言 調査・研究 奨学金・助成金 栄誉、顕彰	提言・助言 奨学金・助成金 国際連携 顕彰	提言・助言 調査・研究（研究は科学史のみ） 奨学金・助成金 栄誉・顕彰	提言・助言 調査・研究（提言のため） 奨学金・助成金 栄誉・顕彰
業務計画	・活動全体を通じた業務計画・方針は策定されていない（国際活動については、期をまたいだ中期戦略（2022.4-2026.9）を初めて策定）	NRC が戦略計画（2020-2025）を初めて策定	・評議会が戦略計画（2017 - 2022）を策定 ・委員会、WG が年次計画を策定	・年間事業計画及び部局における個別の戦略計画を策定	・年間活動計画を策定
外部評価	・内閣府の組織として政策評価、行政事業レビュー、会計検査等の対象 ・外部評価有識者（6 名）による外部評価を毎年度実施。外部評価書は総会に報告・公表。指摘事項に対する取組状況を年 1 回取りまとめて公表	会計監査あり	・アカデミー内の監査委員会による監査を行う ・毎年外部会計監査を受けるほか、登録慈善団体として毎年チャリティー委員会に年次報告書を提出	毎年の連邦教育研究省及び監査法人による監査のほか、連邦会計検査院による不定期の監査	通常 5 年ごとの会計検査院による会計検査
年間収入と支出	(2022 年度) 約 9 億 5000 万円 ・うち一般事務経費（事務局職員の人件費等）55%、科学的助言等に関する経費 20%、国際活動に関する経費 23% ・審議依頼等があった場合、既定経費で対応	【NAS, NAE, NAM, NRC の連結決算】 (注) (2020 年) 約 4.31 億ドル（約 578 億円） ・うち公的資金は約 4.5 割（調査研究、ワークショップ等） ・過去 5 年間の公的資金は約 1.9~2.2 億ドル/年で推移（投資収入の増減により公的資金割合は約 4.5 割~7.5 割で変動） ・政府と個別プロジェクトごとに委託契約を締結。受託に当たって、原則、他の組織と競争することはない ・基盤的経費に対する政府からの資金提供はない ・総支出の 8 割程度が研究、ワークショップ、フェローシップ・プログラム運営等 ※1 ドル=134.22 円(2022.6.9)	(2020-2021 年度) 約 1.34 億ポンド（約 225 億円） ・うち公的資金は約 8.5 割（大部分は助成金プログラム運営に充当） ・過去 5 年間の公的資金は毎年増加（公的資金割合は約 7 割から 8.5 割に増加） ・総支出に占める科学的助言の提供、普及啓発等に係る支出の割合は約 6%（850 万ポンド≒14.3 億円） ・提言活動の大部分は協会自身の資金で賄うが、政府から資金を得ることもある ※1 ポンド=168.31 円(2022.6.9)	(2020 年) 約 1589 万ユーロ（約 22.9 億円） - うち、1324 万ユーロ（約 19.1 億円）が公的資金。うち 1204 万ユーロが「連邦政府 80%+州政府 20%」の枠組みによる公的資金 - この他、265 万ユーロ（約 3.8 億円）の公的資金を含む第三者からのプロジェクト資金収入がある ・収入に占める公的資金割合は、過去 3 年間で概ね 9 割（公的資金は約 1400 万~約 1500 万ユーロで推移） ・政策提言は 100%公的資金で賄われる ※1 ユーロ = 143.91 円(2022.6.9)	(2019 年) 約 625 万ユーロ（約 9.0 億円） ・うち公的資金（使途の縛りなし）は 1/3 未満 ・仮に政府の依頼に応じた科学的助言を行う場合の費用は、全て公的資金（使途の縛りなし）で賄われる ※1 ユーロ = 143.91 円(2022.6.9)
事務局体制（職員数）	50 名（定員 2022 年度）	【NASEM 職員数】1115 名（博士号取得者 212 名）	223 名（2021 年 3 月時点）	110 名（博士号取得者 31 名）	38 名（うち約半数は公務員）（2019 年 12 月時点）

(注) 全米アカデミーズ (NASEM) は全米科学アカデミー (NAS)、全米工学アカデミー (NAE)、全米医学アカデミー (NAM) で構成。なお、全米研究評議会 (NRC) は NAS のガバナンス下にある。

※ 米国、英国、ドイツ、フランスの各国アカデミーについて、内閣府総合政策推進室が日本学術会議事務局の協力を得て調査を実施した。この調査は、ホームページ等公開情報の調査並びに各国行政機関及び各国アカデミーに対する質問を行ったものである。各国アカデミーへは内閣府総合政策推進室が作成した質問票を日本学術会議事務局から送付した。また、各国行政機関へは、各国の在外公館が照会した。公開情報の調査は 2022 年 2 月から 8 月に行ったものであり、各国行政機関及び各国アカデミーに対する質問への回答は、同年 5 月から 7 月に受領したものである。

※ この調査は、内閣府総合政策推進室が取りまとめ、事実関係についての確認を日本学術会議事務局から得たものである。